

水槽清掃業務仕様書

1. 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条に基づく検査および環境衛生管理基準に基づく作業を実施し建築物の環境衛生を維持する。

2. 対象施設

業務の対象とする設備は下記のとおりとする。別紙「久留米シティプラザ施設設備台帳」参照のこと。

上水受水槽（西棟）（東棟） 貯湯タンク（西棟） 中水槽（西棟） 汚水槽（西棟）
汚水槽（東棟） 雜排水槽（西棟）（東棟） ガソリントラップ（東棟）（西棟）
冷却塔（西棟）

3. 業務内容

業務の内容は、別紙「点検仕様書」により、下記のとおりとする。

上水受水槽（西棟）（東棟） 清掃 1回/年
貯湯タンク（西棟） 清掃 1回/年
中水槽（西棟） 清掃 1回/年
汚水槽（西棟）（東棟） 清掃 2回/年
ガソリントラップ（東棟）（西棟） 清掃 2回/年

貯湯槽定期点検整備業務仕様書

1回/年

点 檢 整 備 標 準 仕 様	別 途 項 目
<p>1. 貯湯槽内部の湯の排出、及びマンホール開放</p> <p>2. 貯湯槽内壁全面の清掃</p> <p>3. 貯湯槽内部の腐蝕、損傷の有無点検</p> <p>4. 点検・清掃後に塩素消毒、及び完全排水（2回実施）</p> <p>5. マンホール及び締付ボルトの損傷、偏曲、腐蝕の有無点検、マンホールパッキン交換</p> <p>6. 各部組付け復旧後、槽水張り加温、各部漏水の有無点検</p> <p>7. 逃がし弁、可溶栓の漏洩、損傷、腐蝕の有無、 逃がし弁作動点検(テストレバー付きのものに限る) 要すれば分解整備、作動調整</p> <p>8. 基礎、水槽、配管、保温材の設置状況、及び損傷、漏れ等の異常の有無点検</p> <p>9. 水質の簡易検査（遊離残留塩素濃度、臭気、味、色度、濁度）</p>	<p>1. 槽内の漏洩防止塗装、防蝕塗装、水槽の修理</p> <p>2. 基礎、配管、保温材等の修理、塗装</p> <p>3. 第1種圧力容器(除く、小型圧力容器)に該当する設備</p> <p>4. 給湯ポンプ等付帯設備の点検整備、及び左記の標準仕様以外の水質検査</p>

※点検整備の結果、別途項目として示す修繕、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

上水貯水槽(受水槽、高位水槽)定期点検清掃業務仕様書

回数1回/年

点検整備仕様	別途項目
<p>1. 水槽内部の水の排出</p> <p>2. 水槽壁面、及び底部の付着残留物等の確認、清掃</p> <p>3. 水槽内機器(フートバルブ、水位検出器等)の汚れ付着物除去</p> <p>4. 水槽各部の外観点検</p> <p>5. 給排水装置、各配管の外観、並びに動作機能点検</p> <p>6. 水位検出器の外観、並びに動作機能点検</p> <p>7. 防虫網の取付状態、外観点検</p> <p>8. 基礎、架台の外観、水槽設置状況の点検</p> <p>9. 点検・清掃後に塩素消毒、及び完全排水（2回実施）</p> <p>10. 貯水槽への水張り、各部漏水の有無点検</p> <p>11. 水張り終了後、水質の簡易検査（残留塩素濃度、臭気、味、色度、濁度）</p> <p>12. マンホール(上蓋)、シールドパッキンの損傷、取付密閉状態の点検、及び施錠確認</p>	<p>1. 水槽付属機器(フートバルブ、水位検出器、給排水装置、量水器等)の分解整備、交換</p> <p>2. 水槽各部の修理、塗装</p> <p>3. 基礎、架台、各配管等の修理、塗装</p> <p>4. 揚水ポンプ等付帯設備の点検整備、及び左記の標準仕様以外の水質検査</p>

※本仕様は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定される特定建築物を対象とした同法第4条および環境衛生管理基準に基づく作業内容である。

※点検整備の結果、別途項目として示す修繕、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

中水槽定期点検清掃業務仕様書

1回/年

点 檢 整 備 仕 様	別 途 項 目
<p>1. 水槽内部の水の排出</p> <p>2. 水槽壁面・底部の点検、清掃</p> <p>3. フート弁・ボールタップ・水位検出器等の汚れ、付着物除去</p> <p>4. 清掃後の汚泥を排出容器または排水枠へ集積</p> <p>5. 水槽構造体の外観点検、汚水等の漏入防止確認</p> <p>6. 給排水装置・各配管の外観並びに動作機能点検</p> <p>7. 防虫網の外観点検</p> <p>8. 水位検出器の外観並びに動作機能点検</p> <p>9. 清掃後、塩素消毒水洗い</p> <p>10. 水槽への水張り</p> <p>11. 清掃作業終了後、水質の簡易検査 (遊離残留塩素濃度、臭気、外観、pH) ※ 外観：目視による色、濁り、泡立ち等</p> <p>12. マンホール(上蓋)・シールドパッキンの損傷、取付密閉状態の点検</p> <p>13. 産業廃棄物(汚泥) に係る収集運搬及び処分</p>	<p>1. 水槽内機器(フートバルブ・水位検出器・給排水装置等)の分解整備、交換</p> <p>2. 槽内の漏洩防止塗装、水槽の修理</p> <p>3. 各配管等の修理、塗装</p> <p>4. 給水ポンプ・塩素滅菌器の点検整備、及び左記標準仕様以外の水質検査</p>

※点検整備の結果、別途項目として示す修繕、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

汚水槽定期点検清掃業務仕様書

2回/年

点 檢 整 備 標 準 仕 様	別 途 項 目
<p>1. 水槽内部の水の排出</p> <p>2. 水槽内部の残留物の除去</p> <p>3. 水槽壁面・底部の外観点検、洗浄</p> <p>4. フートバルブ・水位検出器の汚れ、付着物除去</p> <p>5. 清掃後の汚泥を排出容器または排水溝へ集積</p> <p>6. 排水装置・各配管・水位検出器の外観ならびに機能および取付状態の点検</p> <p>7. 清掃後、害虫消毒剤の散布または取付</p> <p>8. マンホール(上蓋)・シールドパッキン等の損傷、取付密閉状態の点検</p> <p>9. 産業廃棄物(汚泥)の廃棄に係る収集運搬及び処分</p>	<p>1. 水槽内機器(フートバルブ・水位検出器等)の分解整備、交換</p> <p>2. 槽内の漏洩防止塗装、水槽修理</p> <p>3. 排水装置及び各配管等の修理、塗装</p> <p>4. 排水ポンプの点検整備</p>

※点検整備の結果、別途項目として示す修繕、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

ガソリントラップ定期点検整備業務仕様書

清掃 2回/年

点 檢 整 備 標 準 仕 様	別 途 項 目
<p>1. 祖集器本体・配管の取付状態点検</p> <p>2. 祖集器内部の清掃</p> <p>3. 清掃後の汚泥・廃油を排出容器へ集積</p> <p>4. 本体内壁・隔板・ストレーナー・上蓋の 亀裂損傷、変形、腐蝕の有無点検</p> <p>5. 流入管・排出管の本体接続部の腐蝕、漏れ、 内部詰まりの有無点検</p> <p>6. 通気管・防虫網の腐蝕、破損の有無点検</p> <p>7. 産業廃棄物（汚泥・廃油）の廃棄に係る収集運搬及 び処分</p>	<p>1. 祖集器及び配管の修理、塗装</p>

※点検整備の結果、別途項目として示す修繕、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。